

「過労死等防止対策推進シンポジウム 千葉会場」開催



過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

過労死等防止対策 推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時 **2025.11.11(火)**
14:00~16:15 (受付13:00~)

会場 **千葉市美浜文化ホール
メインホール**
(千葉市美浜区真砂5-15-2)

**参加
無料**
事前申込

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、

千葉県産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、

千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、(一社)千葉県経営者協会、千葉県社会保険労務士会

第 76 回 全国労働衛生週間について

【本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日】

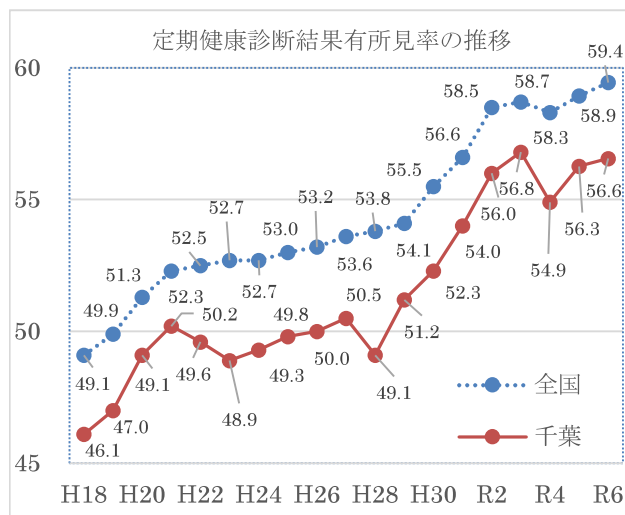
スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、事業場における自主的労働衛生活動の推進を図り、国民の労働衛生に対する意識の向上と労働者の健康確保に取り組む週間であり、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、一度も中断することなく、本年度で第 76 回を迎えます。

この機会に職場における労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に衛生管理に取り組みましょう。

実施者（事業者および労働者）が自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して連携協力して行うべき主な事項は次のとおりです。



(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項（以下の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行う。）

- ①次の対策の推進
 - 過重労働による健康障害防止のための総合対策及びメンタルヘルス対策
 - 転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくり
 - 事業場における治療と仕事の両立支援対策
 - 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
 - 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策
 - 化学物質・石綿による健康障害防止対策等
- ②労働衛生 3 管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）の推進
- ③作業の特性に応じた対策事項（粉じん障害防止、電離放射線障害防止、騒音障害防止、振動障害防止、情報機器作業、酸素欠乏症等防止、一酸化炭素中毒防止）
- ④業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策（請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮等）

【お問い合わせ先】 千葉労働局 労働基準部 健康安全課

ホームページ ↓

電話 043-221-4312

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-oudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和 7 年 10 月 3 日から 時間額 **1,140 円**

(従来の 1,076 円から 64 円引上げ)

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。
その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します（日給に加え、月額手当が支払われる場合）。

- ・ 日給 8,000 円（1 日の所定労働時間 8 時間 00 分）

$$8,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 1,000 \text{ 円}$$

- ・ これに加え職能手当が月額 40,000 円（1 年間における 1 か月平均所定労働時間数 160 時間）

$$40,000 \text{ 円} \div 160 \text{ 時間} = 250 \text{ 円}$$

- ・ $1,000 \text{ 円} + 250 \text{ 円} = 1,250 \text{ 円}$ ← 千葉県最低賃金 1,140 円以上であるので OK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 最低賃金引上げの支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

【業務改善助成金】

【キャリアアップ助成金】

【「賃上げ」支援助成金パッケージ】



- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部賃金室 電話：043-221-2328

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku>



「生産性向上人材育成支援センター」のご案内

「生産性向上人材育成支援センター」では、人材育成と職業能力開発に関する「相談」から「人材育成プランの提案」、「職業訓練の実施」まで、企業の生産性向上を総合的にサポートします。

職業訓練の実施に必要な機材は、すべてこちらで用意いたします。

職業訓練の詳細、その他ご相談につきましても、お気軽にお問い合わせください。

各種訓練のご案内（10月以降開催予定コース）

中小企業・事業主団体等の課題解決のため、従業員の方向けに知識やスキルを習得する短期間の訓練を行っております。以下のとおり10月以降開催予定のコース（一部）をご案内しますので、是非ご利用ください。

なお、各コースの詳細及びその他のコースについては、当センターのホームページ（HP）をご覧ください（パンフレットをご希望の方は下記お問い合わせ先に連絡ください）。また、企業等のご要望にお応えするオーダーメイドコースも実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【能力開発セミナー】

機械、電気・電子、建築・設備等の「ものづくり」に関連した技術的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
PLCによる通信システム構築技術 (Python編)	10/23(木),24(金)	10	10,000 円
金属材料の熱処理技術	10/29(水),30(木),31(金)	10	14,500 円
自家用電気工作物の高圧機器技術	11/12(水),13(木)	10	8,000 円
旋削加工の理論と実際	11/19(水),20(木)	10	9,000 円
電気設備のための計測技術	11/27(木),28(金)	10	7,000 円
実践機械製図（投影法・図示法編）	12/2(火),3(水),4(木)	10	15,500 円

【生産性向上支援訓練】

組織マネジメント、DX対応、ITスキル等、業種を問わず、生産性の向上に効果的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料(税込)
～Excelを基礎から学び、業務効率UP！～ 表計算ソフトを活用した業務改善	10/28（火）	10	2,200 円
～AIの知識で業務改善を加速しよう～ AI（人工知能）活用	11/11（火）	10	3,300 円
～未然に防ぐ仕組み・しかけを考える～ 事故をなくす安全衛生活動	11/14（金）	10	3,300 円
～Excelをさらに使いこなそう！～ 効率よく分析するためのデータ集計	11/18（火）	10	2,200 円

上記コース以外にも多数のコースを用意しております。詳細はホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 番地

◆訓練第二課（能力開発セミナーに関すること）電話：043-422-4622 FAX:043-304-2132

◆生産性センター業務課（生産性向上支援訓練に関すること）電話：043-422-4631 FAX:043-422-4768

URL: <https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/>



「ジョブカフェちば」からのご案内

～若者と企業の交流イベント／企業向け定着支援セミナー～

ジョブカフェちばは、おおむね 30 歳代までの若者の就職支援並びに県内企業の採用・定着支援を行っています。
若者と企業の交流イベント及び企業向けセミナーを以下のとおり開催予定です。ご利用をお待ちしています。
(詳細は、ジョブカフェちばのホームページをご覧ください。なお、日程・場所・内容等は変更になる場合があります。)

- ◆ 若者と企業の交流イベント（参加費無料）※予約制
 - ・ 合同企業説明会 i n 成田 (10 月 7 日 (火) 13:00～ 成田市文化芸術センタースカイタウンホール)
 - ・ 合同企業説明会 (11 月 7 日 (金) 13:00～ 船橋市民文化創造館 (きららホール))
- ◆ 企業向けセミナー（定着支援）（参加費無料）※予約制
 - ・ セルフリーダーシップセミナー『面白い仕事は、わたしが創る』
対象：県内中小企業等の若手・中堅社員の方（概ね 40 歳未満の方）
(12 月 5 日 (金) 10:00～16:30 船橋市勤労市民センター)

【お問い合わせ先】 ジョブカフェちば（若者：船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 9 F／企業：船橋市本町 3-32-20 東信船橋ビル 3F）
開館時間：月曜日～金曜日 9:00-18:00（17:00 受付終了）
電話：（若者）047-426-8471 /（企業）047-460-5500
ホームページ：<https://www.jobcafe-chiba.jp/>



中小企業の人材確保に向けた 奨学金返還支援事業補助金のご案内

県では、中小企業者における人材確保・定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返還を支援している中小企業者を対象にした補助制度を創設しました。ぜひご活用ください。

- ◆ 補助対象 以下の①～③の要件を満たす従業員の奨学金の返還を支援している中小企業者（個人事業主含む）
 - ① 正社員として勤務し奨学金を返還中であること
 - ② 申請年度の 4 月 1 日時点で正社員となってから 6 年以内であること
 - ③ 県内居住かつ県内事業所に勤務していること
- ◆ 対象奨学金 (独)日本学生支援機構、地方公共団体、大学、公益法人、民間企業等から貸与されている奨学金
- ◆ 補助率 企業が従業員に支援する額の 1/2
- ◆ 補助上限額 従業員 1 人につき年間 10 万円まで
- ◆ 補助上限期間 従業員 1 人につき最大 6 年間まで
- ◆ 補助上限人数 企業 1 社あたり従業員 5 人まで
- ◆ 申請方法 申請書類をホームページからダウンロードして提出してください。

※ 令和 7 年度については補助対象期間が年度途中からとなるため、上記制度概要が一部異なります。詳細はホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 雇用労働課 若年者雇用推進班

電話：043-223-2745 Mail：koyou4@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/wakamono/syogakukinshien.html>



こんな時こそ、シルバー人材センターを！

～シルバー人材センターご活用について～

シルバー人材センターは、60 歳以上のシニアに、「生きがい」と「健康」を保ちながら無理なく働き続けられる環境を提供するため、全国の自治体に設置されている公益法人です。

千葉県は 48 市町村にセンターがあり、約 22,000 人のシニアがシルバー会員として参加しています。

こんな時こそ、シルバー人材センター！【その①】

業務上、必要ではあるものの、社員に頼むまでもないスポット業務が発生したとき

➤ お早めに、地元のシルバー人材センターにお声がけください。

シルバー会員の基本的な仕事内容は下表の通りですが、**シルバー会員の働き方は、スポット業務にもぴったりフィット**。なぜなら、シルバー会員は、**月 10 日程度の臨時・短期就業、週 20 時間以内の軽作業など、柔軟で無理のない働き方が特長**だからです。長時間・長期間の業務も、**複数会員によるローテーション対応で安定した運用が可能**ですので、安心してお仕事をお任せください。

スーパー、飲食店、宿泊施設では

- スーパーのカゴ・カート整理、清掃、品出し、総菜加工など
- 飲食店や宿泊施設の配膳、調理補助、受付業務、日常清掃など



工場などでは



- 製造現場で検品、検査、仕上げ作業
- 配送現場でピッキング、箱詰め、仕分けなど
- 各種現場での軽作業

事務所、公共施設などでは



- 書類や伝票の整理、経理や総務事務、調査・集計業務、パソコン入力など
- 受付をはじめとした管理業務
- 施設内外の日常清掃、除草作業

介護施設、保育施設では

- 介護補助として、リネ交換、食事、調理、洗濯、日常清掃など
- 保育補助として、時間外保育園児の受入れや見守りなど



作業系の仕事では

- 事務所や工場、集合住宅などの日常清掃による環境整備
- 農作業の補助
- ゴルフ場のコース管理業務



※センターによって対応できる仕事異なりますので、作業場所のセンターにお問合せください。
 ※ご依頼に対応できる会員がいない場合は、仕事をお受けできないことがあります。
 ※高齢者に危険・有害な業務、法令に触れる業務（警備、医療など）はお受けできません。

仕事のご依頼は 5 ステップ

依頼	貴社所在地（作業場所）のセンターに問い合わせ
契約	仕事内容、条件、金額などを合意のうえ契約
就業	センターの人選したシルバー会員が責任をもって遂行
請求	センターが月末締めで、請求書を送付
支払	期日までに指定口座にお支払い

仕事に適した就業形態で契約

派遣契約 (シルバー派遣)	お客さまの指揮命令による作業や従業員と混在作業をおこなう形態
請負・委任契約	シルバー会員だけで仕事を完成または遂行する形態

- ・派遣法に基づき、千葉県シルバー人材センター連合会（派遣元）が、お客さま（派遣先）の職場にシルバー会員を派遣します。
- ・仕事上の事故は派遣元の労災保険で対応します。

- ・シルバー会員は業務仕様書に沿って働き、仕事をやりとげます。※お客さまは指揮命令ができません。
- ・仕事上の事故は、センターが加入するシルバー保険で対応します。

企業・団体の
皆さま
お試しください

ゲーム感覚で
仕事の発注・契約が
シミュレーションできます



<https://sjc-chibaren.jp/request/>

こんな時こそ、シルバー人材センター！【その②】

定年予定者さまが、これからどうしようか迷っているとき

➤ シルバー人材センター入会をお勧めください。

60 歳以上の健康で、センターで働く意欲のある方なら、どなたでもシルバー会員になれます。入会して働き始めたシルバー会員の **86%**が「入会して良かった」※と言っています。

※千葉県シルバー人材センター連合会「令和 6 年度入会者アンケート」より

わたしの入会物語

※この 4 コマ漫画はシルバー人材センター入会のイメージです。



わたしと
シルバー
人材センター
相性チェック



<https://sjc-chibaren.jp/findjob/>

漫画の女性も
見てました



【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

TEL : 043-227-5112 FAX : 043-227-5197 Mail : chibaren@sjc.ne.jp



<https://sjc-chibaren.jp/>

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内 ～経営課題を解決する専門人材の確保を支援します～

「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」では、県内企業の経営課題を解決するため、企業と専門的な知識や技術を有するプロフェッショナル人材（プロ人材）とのマッチング支援を行っています。

拠点の担当者が企業を訪問し、豊富な経験に基づき、経営課題の整理から、課題解決に必要な人材ニーズの明確化、人材会社への取りつなぎまで丁寧に支援します。

拠点への相談は無料です。正社員の採用のほか、副業・兼業人材の活用も提案しています。

新規事業開拓や社内 DX 強化をお考えの企業経営者の方、人材確保にお困りの採用ご担当の方、ぜひご相談ください。

プロ人材の採用で経営課題の解決へ

企業が抱える課題・ニーズ

生産性向上、 人手不足対応	生産ラインを効率化したい 自動化を進めたい
販路開拓、 新規事業	販路の拡大や海外進出をしたい 新たな事業を立ち上げたい
マーケティング 強化	製品の知名度をアップさせたい SNS 広告を強化したい
経営管理	右腕となる人材が欲しい バックオフィスを充実させたい

プロ人材

経営課題を解決し、
成長戦略を実行する人材

正社員

・大手企業 OB・OG
・部門リーダー
・社内 DX 推進役 etc…

副業・兼業

・WEB マーケティング
・就業規則見直し
・業務効率化 etc…

【お問い合わせ先】

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター内）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23 階

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）

午前 9 時～ 12 時 午後 1 時～ 5 時

電話：043-299-2903 FAX：043-299-3411

Mail：projinzai@ccjc-net.or.jp

ホームページ：<https://www.chibapro.jp/>



千葉県外国人材確保支援事業のご案内

千葉県では、中小企業における外国人材の円滑な受入れや、外国人留学生の県内での就職・定着を支援するため、令和6年度から、企業向けセミナーや外国人留学生向けの就職支援講座、合同企業説明会などを実施しています。



【事業内容】

- 外国人材採用・定着セミナー（企業向け）
外国人雇用に関する基礎知識や留意点、外国人材の活用・職場定着のノウハウなど、外国人材の円滑な受入れや定着の促進に向けたオンラインセミナーを実施します。
- 合同企業説明会（企業向け、留学生向け）
県内中小企業と外国人留学生等の相互理解を深めるとともに、県内中小企業への就職を促進するため、合同企業説明会を開催します。
- 就職支援講座（留学生向け）
県内での就職を検討する外国人留学生等の円滑な就職を支援するため、就職活動への準備や採用内定後における就職への準備に向けたオンライン講座を実施します。
- 県内企業職場見学会（留学生向け）
企業における職場環境や業務等への理解を深めることにより、円滑な就職活動につなげるため、外国人材が活躍する県内中小企業の職場見学会を開催します。

今年度は事業名を「千葉県外国人材活用支援事業」から「千葉県外国人材確保支援事業」と改め、これらの取組を継続しています。詳細については、下記ホームページに掲載していますので、是非ご確認ください。

また、YouTubeチャンネルにて、昨年度に実施した合同企業説明会や県内企業職場見学会の様子を収めたPR動画をご視聴いただけますので、併せてご覧ください。



【お問い合わせ先】

千葉県外国人材確保支援事業事務局（株式会社パソナ内）

Mail : info@workinchiba.pref.chiba.lg.jp Tell : 050-4560-7575

受付時間：平日（土曜、日曜、祝日、年末年始除く）9:00～17:30

事業専用ホームページ URL : <https://workinchiba.pref.chiba.lg.jp>

